

(規 66～69)

効力・通則

営 業 規 則

第 4 章 乗車券類の効力

第 1 節 通 則

(乗車券類の使用条件)

第 66 条 乗車券類は、乗車人員を記載したものを除いて、1 券片をもって 1 人が 1 回に限り、その券面表示事項にしたがって使用することができます。

ただし、定期乗車券については、その使用回数を制限しません。

2 乗車券類は、乗車以外の目的で乗降場に入出場するときには、使用することはできません。

(乗車券類の効力の特例)

第 67 条 乗車券類は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができます。

- (1) 大人用の乗車券を小児が使用して乗車するとき
- (2) 乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から乗車するとき

(券面表示事項が不明または不備の乗車券類)

第 68 条 乗車券類は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

- 2 前項の規定により使用できない乗車券類を所持する旅客は、これを駅（定期乗車券および回数乗車券については、有人駅）にさし出して、書替を請求することができます。
- 3 前項の規定により旅客から書替の請求があった場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、その不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券類引換に再交付の取扱いをします。
- 4 前各項の規定は、券面表示事項または様式の整っていない乗車券類について準用します。

(不乗区間に対する取扱い)

第 69 条 旅客は、第 67 条の規定により、乗車券類の券面に表示された発着区間内の途中駅から旅行を開始した場合、または同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、払いもどしの請求または、乗車の請求をすることはできません。

(規 70～72)

効力・通則

営 業 規 則

(有効期間の起算日)

第 70 条 乗車券類の有効期間は、その有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除いて、その乗車券を発行した当日から起算します。

(小児乗車券の効力の特例)

第 71 条 小児用乗車券は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 66 条の規定にかかわらず、これを使用することができます。

(乗車券類不正使用未遂の場合の取り扱い)

第 72 条 旅客が、当該乗車券について効力のない乗車券類を使用した場合は、これを無効として回収します。ただし、他の乗車について使用できるもので、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合は、この限りでは在りません。